

木古内町公共施設等総合管理計画・概要版

1章 はじめに

木古内町では、これまで学校や集会所、住宅等の建築系公共施設や道路・橋りょう・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、町民への行政サービスの提供、町民の生活基盤の整備等に取組んできました。

しかしながら、これらが時間の経過とともに老朽化が進んできており、施設の安全性や機能性を確保するためには維持管理、更新等に膨大な経費が必要となります。

また、長期的な展望においては人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、より一層厳しくなっていく財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

「木古内町公共施設等総合管理計画」は、本町の公共施設等の現状および将来の見通しを把握し、施設の更新や統廃合、長寿命化等、今後どのように対処すべきかの方向性や考え方を定めることを目的としています。

2章 公共施設等の現況

保有する建築系公共施設は、68施設、159棟、総延床面積は約84,731.07㎡です。

用途別延床面積の構成比をみると、「公営住宅」が21%で最も高く、以下、職員住宅やトイレ等が含まれる「その他」が15%、「学校教育系施設」が14%であり、この3つで町有建築物の5割を占めています。

道路、橋りょう等の土木系公共施設の保有量は、町道約106km、橋りょう約1.4km、上水道の管渠約86km、下水道の管渠約16kmとなっています。

図 建築系公共施設の施設数の内訳

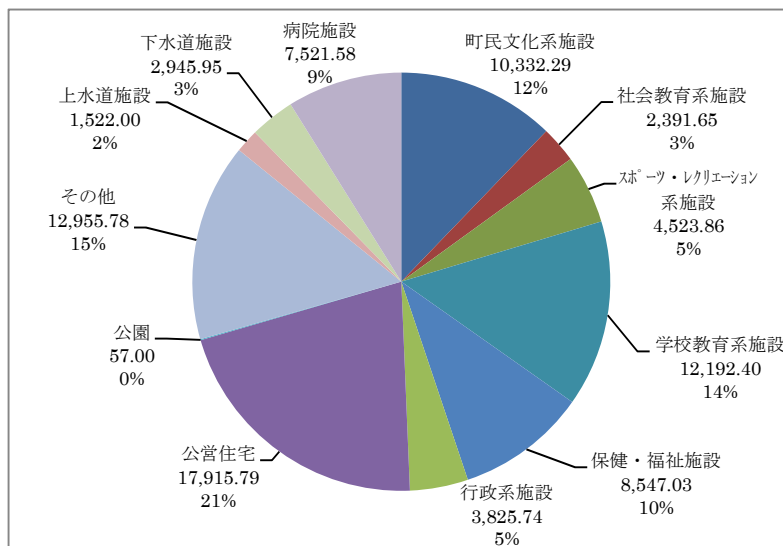


表 主なインフラ系公共施設

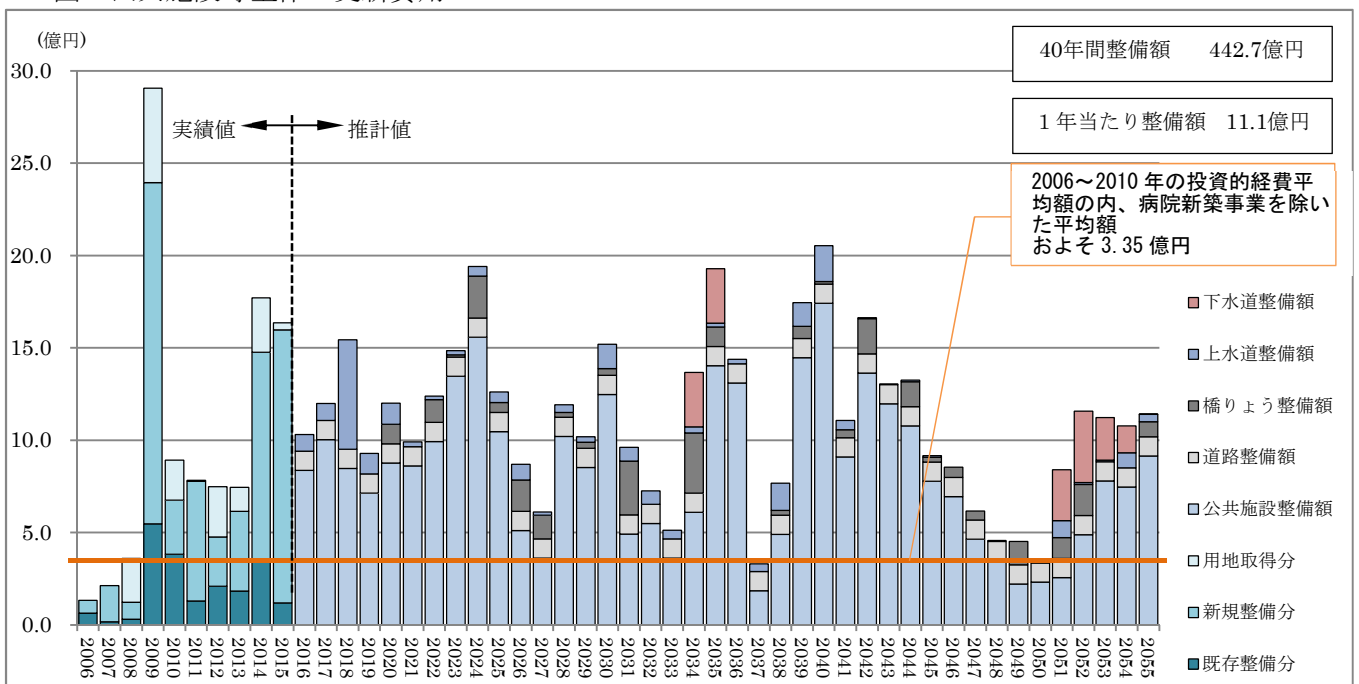
分類	内訳
道路	村道 実延長合計 106,351m (内舗装済み 50,839m)
	林道 実延長合計 23,776m
橋りょう	実延長合計 1,385m
上水道	実延長合計 85,799m
下水道	実延長合計 15,828m
公園	5箇所 面積 120,673㎡

3章 公共施設等における更新費用の推計

更新費用の推計にあたっては、総務省提供の更新費用試算ソフトを使用しました。

40年間にかかる更新費用総額は442.7億円で、年当たりに必要な更新費用は11.1億円です。過去5年間（2011～2015年度）の投資的経費の実績は年平均9.88億円（グラフ中の橙色水平線）と1.1倍であり、概ね同程度の額となります。しかしながら、木古内町では新幹線駅開業に向けた整備事業を概ね直近5年間に集中して実施しており、通常の前規模より多くの投資的経費が確保されてきました。今後もこの規模を確保し続けることは困難であり、2006～2010年度の投資的経費の実績額（病院新築事業費は除く）と比較すると、約3.35億円（橙色線）となっており、3.3倍の費用が必要となります。更新費用の推移をみると、年15億円以上の費用が必要となる年度が2018年度、2024年度、2035年度、2039～40年度、2042年度と複数回訪れることとなります。

図 公共施設等全体の更新費用



4章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1) 将来人口の見直し

木古内町人口ビジョンでは、人口減少のペースを抑制し、平成72年には63%減の1,992人と見込んでいます。将来の人口規模、人口構造を想定しながら、公共施設総量の適切な調整、町民のニーズに対応した施設サービスの見直し等を検討していく必要があります。

(2) 財政の見直し

町の財政としては今後も厳しさが増していくことが予想され、町民に最良のサービスを提供していくためには、より一層の健全な財政運営が求められます。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見直し

現在保有する全ての公共施設を持ち続けていく事は困難であると考えられ、施設の保有量の縮減や施設の計画的な維持管理による費用の縮減等を進める必要があります。

5章 公共施設マネジメントの理念と目的

【理 念】

木古内町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目 的】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

2. 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

3. 民間活力の導入

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

7章 公共施設の管理に関する実施方針

1 点検・診断等の実施方針

・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

3 安全確保の実施方針

・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。また、施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討します。

4 耐震化の実施方針

・昭和56年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、公共施設・災害時避難所・集会施設等の優先順位付けを行い、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを実施します。

5 長寿命化の実施方針

・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
・建替周期は大規模改修を経て60年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って80年まで長期使用します。

6 統合や廃止の推進方針

・危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設については、施設の統廃合及び供用廃止を検討します。

8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

本計画では、「6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」や「7章 公共施設の管理に関する実施方針」を踏まえ、建築系公共施設（ハコモノ）とインフラ系公共施設（道路・橋りょう・上下水道等）に分類し、施設の種類毎に基本的な管理方針を定めています。

9章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

1. 公共施設等の一元管理、各課の調整機能を持ち、計画の進行管理を行う体制をつくります。
2. 町民等の利用者と行政の相互理解や共通認識の形成等、協働を促進する環境をつくります。
3. 指定管理者、PPP等の活用により、民間資金、ノウハウの導入を進めます。
4. 全体の予算編成を踏まえながら、優先度の高い施設へ予算配分する仕組みを検討します。
5. 施設量の適正化、予防保全的な維持管理、コスト感覚に対する職員意識の向上に努めます。

2. フォローアップの実施方針

- ・本計画に基づいた各施設の具体的な個別計画の策定を検討し公共施設等の整備を実施するとともに、定期的に公共施設等の管理状況を評価します。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報共有します。